



ひらた行政だより

村営住宅入居者募集のお知らせ

各村営住宅の入居者を募集いたします。募集戸数および内容は次のとおりです。

①若者定住促進住宅

- ☆ 募集戸数 1 戸 木造 2 階建 2LDK (物置・駐輪場付) 駐車場は 1 戸につき 2 台まで
- ☆ 所在地 平田村大字上蓬田字切山 5 番地
- ☆ 床面積 63.45㎡
- ☆ 家賃 月額 38,000 円
- ☆ 入居資格
 - 1) 申込時に 40 歳以下の者で構成される世帯であること
 - 2) 住宅がなく困っている者で、住宅料を含む全ての公共料金、村税を滞納せずに納入できる者
 - 3) 村税等の滞納をしていない者
 - 4) 申込者または同居する者が暴対法第 2 条第 6 号に規定する反社会勢力でない者
 - 5) 退去後も本村に定住する予定の者
- ☆ 入居期間 入居者のいずれかの年齢が 45 歳に達するまでの期間

②滝坂団地 (公営)

- ☆ 募集戸数 3 戸 木造 2 階建 3LDK (物置付) 駐車場は 1 戸につき 2 台まで
- ☆ 所在地 平田村大字小平字滝坂 117 番地
- ☆ 床面積 81.8㎡
- ☆ 家賃 月額 16,700 円～ (所得に応じて家賃が決定します)
- ☆ 入居資格
 - 1) 世帯の課税所得が月額 15 万 8 千円以下であるもの※
※入居者及び同居人の過去 1 年間の収入金額の合計から、基礎控除や扶養控除など所得税法に基づく控除額を差し引いて 12 で割った額
 - 2) 住宅がなく困っている者で、住宅料を含む全ての公共料金、村税を滞納せずに納入できる者
 - 3) 村税等の滞納をしていない者
 - 4) 申込者または同居する者が暴対法第 2 条第 6 号に規定する反社会勢力でない者

③滝坂団地 (特賃)

- ☆ 募集戸数 4 戸 木造 2 階建 3LDK (物置付) 駐車場は 1 戸につき 2 台まで
- ☆ 所在地 平田村大字小平字滝坂 132 番地
- ☆ 床面積 89.2㎡
- ☆ 家賃 月額 40,000 円～ (所得に応じて家賃が決定します)
- ☆ 入居資格
 - 1) 世帯の課税所得が月額 15 万 8 千円以上 48 万 7 千円以下であるもの
※入居者及び同居人の過去 1 年間の収入金額の合計から、基礎控除や扶養控除など所得税法に基づく控除額を差し引いて 12 で割った額
 - 2) ～ 4) ②と同上

(裏面へ続く)

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

【申込み方法】

村営住宅入居申込書に記入の上、役場産業建設課に提出してください。

申込用紙は産業建設課建設管理係にあります。申込みは月曜から金曜の午前8時30分～午後5時まで受付とし、土日祝日は申込用紙のお渡しのみとなります。

※各住宅ともに原則として世帯用となります。連帯保証人の設定が必要となります。
敷金（家賃3ヶ月分）を入居時に納入していただきます。動物の飼育は禁止です。

【申 込 期 間】 令和5年10月30日（月）～11月13日（月）まで

【申 込 み 先】 平田村役場産業建設課建設管理係

【そ の 他】 応募多数の場合は、抽選を行います。室内をご覧になりたい方には随時案内いたします。



上記①～③の住宅の間取り図はこちらのQRコードからご覧ください。

産業建設課建設管理係 ☎55-3116 FAX55-3246

計量法に基づく水道メーター交換について

日頃より本村簡易水道事業につきまして、特段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

水道メーターは計量法により検定有効期間（使用期間）が8年と定められているため、検定有効期間が満了なる前に交換し、適正な計量ができるようにしています。

○事前のお知らせ

水道メーター交換対象のお客様には、事前に村が委託した施工業者より交換予定日・施工業者名の記載された「計量法に基づく水道メーター交換のお知らせ」のチラシが配布されます。なお、ご不在の場合は郵便受けなどへ投函させていただきますので、ご確認をお願いします。

また、チラシに記載されている交換日を変更したい場合は、チラシに記載している施工業者に直接ご連絡ください。

○交換作業

「計量法に基づく水道メーター交換のお知らせ」のチラシに記載している交換日時に施工業者がお伺いします。なお、時間は多少前後する場合がありますので、ご了承願います。

交換時間は、概ね1時間以内には終了する予定ですが、その間は断水となり水を使うことが出来ません。また、屋外作業となるため、ご自宅に不在の場合でも作業させていただきますので併せてご了承願います。

交換作業終了後、施工業者から配布された「水道メーター交換確認書」に記名いただき、施工業者に提出されますようご協力をお願いします。

○交換作業終了後の水の使用について

交換作業終了後、最初に水を使用するときは、給湯器等を通過しない蛇口から水を出し、空気や濁りが出ないのを確認してから使用してください。

水を出した際に白く濁る場合がありますが、水をしばらく出すと収まります。

メーター交換後に、水の出具合に異常が出た時やメーターボックス内で漏水等があったときは、施工業者又は役場産業建設課へご連絡をお願いします。

産業建設課 ☎55-3116